

# 令和3年度第2回 西宮市都市計画審議会

【令和3年8月23日（月）午前10時00分から午前10時56分】

議 題	内 容
議案第1号  審議結果  主な質問等	副会長の互選について  田中委員を副会長に選出  ○ 特になし
議案第2号  審議結果  主な質問等	阪神間都市計画地区計画の変更（西宮市決定）について【再付議】 （JR西宮駅南西地区地区計画）  本案について都市計画決定の手続きを進めることを承認する。  ○ 計画されている安全対策は十分であると考えます。 ○ 個人と法人からそれぞれ意見書の提出があったとのことだが、法人からの意見書は利害関係人として扱われるのか。  【当局回答】 ○ 同じ内容ではあるが、法人からの意見書は利害関係人として有効と考えており、意見書は2件としている。
議案第3号  審議結果	阪神間都市計画学校の変更（西宮市決定）について【付議】 （浜脇小学校ほか61学校）  今後、本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場合は再度審議することとし、意見書の提出が無ければ、本案について都市計画決定の手続きを進めることを承認する。

<p>主 な 質 問 等</p>	<p>○ 都市計画税の活用として、長寿命化計画に資する使用について、県との協議はいつから始まるのか。</p> <p><b>【当局回答】</b> 都市計画決定後、事業認可を取得する際に協議を進める予定。</p> <p>○ 問題となっている学校のトイレの整備についても都市計画税が活用可能なのか。</p> <p><b>【当局回答】</b> 長寿命化計画等に位置付けられた改修事業として、新たなトイレの整備は可能と考えている。</p>
<p>議 案 第 4 号</p> <p>審 議 結 果</p> <p>主 な 質 問 等</p>	<p>阪神間都市計画公園の変更（西宮市決定）について【付議】 （二葉公園及び宮前公園）</p> <p>今後、本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場合は再度審議することとし、意見書の提出が無ければ、本案について都市計画決定の手続きを進めることを承認する。</p> <p>○ 都市計画公園の廃止区域で都市計画学校の区域とならない部分はどうか。</p> <p><b>【当局回答】</b> 街区公園として、引き続き市が管理を行う。</p> <p>○ 街区公園は、都市計画に定めなくてよいのか。</p> <p><b>【当局回答】</b> 都市計画公園に定めなくても、街区公園として供用可能です。</p>
<p>議 案 第 5 号</p> <p>審 議 結 果</p>	<p>特定生産緑地（西宮市）の指定について【諮問】</p> <p>審議の結果、本案を適切であると認める。</p>

<p>主 な 質 問 等</p>	<p>○ <u>特定生産緑地に指定されなかった生産緑地について、買取申出が出された場合の、保育所、公園等への公共的活用について、どのように考えているのか。</u></p> <p><b>【当局回答】</b>  生産緑地地区は緑地機能や防災機能としての活用が望ましいと考えており、まずは、特定生産緑地への移行をしていただけるよう進めていきたいと考えている。  生産緑地の指定が解除される土地については、公共的施設としての利用を庁内で検討しており、特にJR以北の身近な公園が不足している小学校区においては、公園用地としての活用について検討している。</p> <p>○ <u>公共用地の買取りにむけた仕組みはあるのか。</u></p> <p><b>【当局回答】</b>  都市計画税を活用した公園用地の取得や整備を検討している。生産緑地を取得する時点では、都市計画決定がされていないため、一般会計、特別会計、土地開発公社による先行取得等の取得方法を検討しており、後に都市計画決定を行い、事業認可を取得することにより、都市計画税を充当することを検討している。</p>
<p>報 告 第 1 号</p> <p>主 な 質 問 等</p>	<p>阪神間都市計画防火の施設の変更（西宮市決定）について【報告】</p> <p>○ 特になし</p>